

人材確保統括官
各 部 長
総合情報図書館長
各 学 群 長
殿

防衛大学校長

防衛大学ホームページの運用管理について（通達）

改正	平成21年3月31日防大総第542号	平成22年4月1日防大総第477号
	平成24年4月6日防大総第525号	平成26年2月28日防大総第244号
	平成28年3月31日防大総第427号	平成30年3月30日防大総第346号

標記について、次のとおり定めたので通達する。

（目 的）

第1条 この通達は、防衛大学（以下「学校」という。）が防衛情報通信基盤及び共同利用電子計算機システムを使用し設置するホームページに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ
学校が設置する全てのホームページ（学内専用ホームページを除く。）をいう。
- (2) 学校ホームページ
学校が防衛情報通信基盤を利用し、主として学校への理解促進のため公開しているホームページをいう。
- (3) 教育・研究ホームページ
学校が共同利用電子計算機システムを使用し、主として教育・研究のため設置するホームページをいう。
- (4) 学内専用ホームページ

学内にのみ情報の共有を目的として公開されるホームページをいう。

- (5) ホームページの更新
ホームページの主要な構成部分以外の修正又は削除等軽微な事項に係る変更をいう。
- (6) ホームページ更新通知
各掲載責任者から管理責任者（管理担当者を含む。）に配信されるホームページの更新の通知メールをいう。
- (7) システム
電子メール、掲示板、スケジュール管理、インターネット業務等の個別システムから構成される システムをいう。
- (8) 各課室
総務部、教務部、訓練部、先端学術推進機構及び総合情報図書館に置かれる課室等をいう。
- (9) 各教育室・学科
各学群に置かれる教育室、学科等をいう。
- (10) 校友会
学校に置かれる校友会をいう。
- (11) 委員会
第5条に規定する委員会をいう。

（掲載事項）

第3条 ホームページには、次の各号に掲げる事項を掲載することができる。

- (1) 学校ホームページ
 - ア 学校の紹介等に係る事項
 - イ 各課室の業務に係る事項
 - ウ 各教育室・学科の紹介等に係る事項
 - エ 校友会の紹介等に係る事項
 - オ その他掲載に足りると委員会で承認された事項
- (2) 教育・研究ホームページ
 - ア 教育・研究活動に係る事項
 - イ その他掲載に足りると委員会で承認された事項

（禁止事項）

第4条 ホームページの運用管理に係る禁止事項は、次に定めるところによる。

- (1) 私的（営利目的を含む。）な利用に該当する事項
- (2) プライバシー及び著作権を侵害する行為に該当する事項
- (3) その他社会通念に反する事項

2 職員及び学生は、前項のいずれかに該当する恐れがある事項を知り得た場合には、

速やかに総務部総務課長に通報するものとする。

- 3 総務部総務課長は前項の通報が第1項に定める事項に該当すると認められる場合には、速やかに学校長に報告するとともに、学校長の指示を受け、総合情報図書館事務長にシステムの利用の制限等の措置を行うよう通報するものとする。

(委員会の設置)

第5条 ホームページの運用管理にかかる全般事項を審議するため、ホームページ運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各課長
 - (2) 総括首席指導教官
 - (3) 先端学術推進機構事務室長
 - (4) 総合情報図書館事務長
 - (5) その他総務部長が必要と認め指名したもの。

(委員会の開催)

第6条 委員会は必要に応じ、その都度委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の職員を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課社会連携推進室において行う。

(届出手続き)

第8条 ホームページを新たに設置する場合又は主要な構成部分を修正又は削除し、若しくは休止する場合は、掲載責任者は、別紙第1により管理責任者に届出するものとする。

- 2 届出を受けた管理責任者は、届出されたホームページの掲載内容を確認し、公開に必要な調整を掲載責任者で行うものとする。

(掲載責任者)

第9条 ホームページに関する掲載責任者は、別表第1に掲げる区分に応じて置くものとし、掲載責任者の所掌に係るホームページについて、掲載担当者を定め、常に最新の状態を保持させるとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ホームページの掲載届出に関すること。

- (2) ホームページの更新に係る掲載に関すること。
- (3) 掲載内容の問合せに関すること。
- 2 掲載責任者は、ホームページの更新に際しては、公開前に、管理責任者（管理担当者を含む。）にホームページ更新通知を配信し、内容の点検、確認を受けなければならない。
- 3 掲載責任者は、前項について管理責任者から疑義の申出がなされた場合には、管理責任者と調整し、適切な対応を図ったうえ掲載するものとする。

（管理責任者）

第10条 ホームページに関する管理責任者は総務課長とし、別表第2に掲げる管理担当者に次の各号に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 第8条第2項に定める届出の確認・調整に関すること。
- (2) ホームページ更新通知の内容の点検、確認に関すること。
- (3) 部外からの問合せメールの処置に関すること。
- (4) その他ホームページの管理に関すること。
- 2 管理担当者は第8条第2項に定める確認・調整に際し、その内容に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を管理責任者に通報するものとする。
- 3 管理担当者は、前条第2項に定める点検、確認に際し、その内容に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を管理責任者に通報するものとする。
- 4 管理責任者は、第2項及び第3項の通報を受けた場合には、速やかに当該掲載責任者と調整し、適切な対応を図るものとする。
- 5 管理担当者は、第1項第3号に係る処置に際しては、必要の都度、管理責任者に報告し、承認を得るものとする。

（学内専用ホームページの運用管理）

第11条 学内専用ホームページの運用管理については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 学内専用ホームページを新たに設置する場合は、別紙第2により別表第1に掲げる区分の掲載責任者の審査を受けるものとする。
- (2) 禁止事項等については、第4条によるものとする。
- (3) 学内専用ホームページの更新は、禁止事項等に触れることのないよう留意し、適時適切に行なうものとする。

（委任規定）

第12条 この通達に定めるもののほか、ホームページの運用管理に関する細部事項は、総務部長が定めるものとする。

別紙第1（第11条関係）

ホームページ設置等届出書

所 属

官 職

掲載責任者氏名

印

下記のとおり届出ます。

タ イ ト ル	
設 置 等 理 由	
内 容	
掲 載 担 当 者	(所属) (官職) (氏名)

注：設置理由及び内容欄に書ききれない場合は、別紙に記入し届出書に添付すること。

別紙第2（第11条関係）

学内専用ホームページ設置等届出書

所 属

官 職

掲載責任者氏名

印

下記のとおり届出ます。

タ イ ト ル	
設 置 等 理 由	
内 容	

注：設置理由及び内容欄に書ききれない場合は、別紙に記入し届出書に添付すること。

別表第1（第8条関係）

掲載責任者区分一覧表

1 学校ホームページ

区 分	掲載責任者
各種紹介等（会計課及び入学試験課の業務に関するものを除く。）	総務課長
会計課	会計課長
入学試験課	入学試験課長

2 教育研究ホームページ

区 分	掲載責任者
総務部	各課の長
教務部	各課の長
訓練部	各課の長
先端学術推進機構	教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長、国際交流センター長及び先端学術推進機構事務室長
総合情報図書館	総合情報図書館事務長、学術情報官
総合教育学群	各教育室長
人文社会科学群	各学科長
応用科学群	各学科長
電気情報学群	各学科長
システム工学群	各学科長
防衛学教育学群	各教育室長
校友会	各校友会の部長
本科学生	総括首席指導教官、各大隊の首席指導教官
研究科学生	研究科長

別表第2（第10条関係）

管理担当者一覧表

1 学校ホームページ

	管理担当者	備考
1	総務課 課長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
2	総務課 社会連携推進室 広報専門官	
3	会計課 経理室 調達管理専門官	
4	入学試験課 課長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
5	管理責任者が必要と認め指名した者	

注) 人事異動等により管理担当者の氏名等が変更した場合には、管理責任者は速やかに総合情報図書館に報告するものとする。

2 教育研究ホームページ

	管理担当者	備考
1	総務課 課長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
2	総務課 社会連携推進室 広報専門官	
3	会計課 経理室 調達管理専門官	
4	教務課 課長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
5	教務課 教育研究推進室 室長補佐	
6	教務課 教育研究支援室 室長補佐	
7	入学試験課 課長補佐	
8	訓練課 課長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
9	学生課 課長補佐	
10	先端学術推進機構事務室 室長補佐	
11	総合情報図書館事務室 事務長補佐	1名（管理責任者の指名する者）
12	管理責任者が必要と認め指名した者	

注) 人事異動等により管理担当者の氏名等が変更した場合には、管理責任者は速やかに総合情報図書館に報告するものとする。